主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人前堀政幸、同前堀克彦の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、その余は、憲法一四条違反をいう点を含め、実質はすべて事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、原判決が、近時解明されてきたふぐの毒性、京都府におけるふぐ取扱いに ついての規制、府の行政指導に基づくふぐ料理組合における講習等その判示する諸 事情に徴し、京都府のふぐ処理士資格をもつ被告人には本件とらふぐの肝料理を提 供することによつて客がふぐ中毒症状を起こすことにつき予見可能性があつた旨判 断したのは相当であり、この点に所論のような法令違反はない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	木	下	思	艮
裁判官	栗	本	_	夫
裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	宮	崎	梧	_